

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田原市長 相馬 憲一

市町村名 (市町村コード)	大田原市 (09210)	
地域名 (地域内農業集落名)	前田・北野上南区 (南区・塩の草婦農組合・前田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

前田地区は、鉢木地区と町田地区に大きく分かれる。鉢木地区では水利費が高く、水稻農家だけでは賄いきれず、畑作農家までも負担している状態である。町田地区では用水を利用しているため、水利費はそれほど高くないが、獣害(イノシシ)が出ている。前田地区全体として、土地改良をしてないエリアは個人による整備をしているところもあるが、圃場が小さく不整形であるため耕作条件は良くない。また、昔から兼業農家が多く、集団化や共同化に取り組めていない。

北野上南区では、高齢化、後継者不足、獣害被害(イノシシ)の拡大が進行している。鉢木地区は水をポンプアップしており、設備の維持管理費が負担になっている。町田地区及び南区地区は大部分が土地改良済だが、獣害の進行、通作路が狭い等で遊休化が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本市の基幹作物である水稻を中心に、以下の作物の振興を図っていくとともに、新規作物の導入についても検討していく。

また、農地の集積・集約についても認定農業者を中心に進めていきつつ、新規就農者の参入についても積極的に推進していく。

【耕種】水稻・麦・そば・飼料作物・ナス・梅

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	159 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	159 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の全農地(用途地域やそれに準ずる地域は除く)を農業上の利用が行われる区域とし、また中山間地域の一部については保全・管理が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

